

岡山県沈船処理支援事業補助金交付要綱

（総則）

第1条 沈船処理支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「沈船」とは、県が管理する水域において、当該船舶の喫水以上の水位で着底し、船体の全部又は一部が水没している船舶（事業の用に供する船舶を除く。）をいう。

2 この要綱において、「補助事業」とは、FRP船リサイクルシステム（一般社団法人日本マリン事業協会が運営するFRP船リサイクルセンターが実施するものに限る。）を利用して沈船を処理することをいう。

（交付の目的）

第3条 補助金の交付は、沈船の所有者に対し、沈船の処理に係る経費の一部を補助することにより、所有者による早期の処理を促進し、もって他の船舶の安全な航行を確保するとともに、景観及び環境の改善を図ることを目的とする。

（補助対象経費、補助率等）

第4条 補助金は、県職員の立会により補助金の対象となる沈船であることを確認し、知事又はその委任を受けた者がその旨を通知した日（以下「通知日」という。）以降に当該沈船の所有者が行う補助事業に必要な経費のうち、知事が必要かつ適当と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費は、対象となる沈船のリサイクル料金、運搬料金及び処理に際し必要な沈船の引上げ、清掃等に要する経費とする。

3 補助率は、3分の1とする。

4 補助上限額は、対象となる沈船1隻当たり100,000円とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第5条 沈船の所有者は、通知日以降に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に通知しなければならない。

（交付申請）

第6条 第4条第1項の規定による通知を受けた沈船の所有者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該沈船を水没している水域から引き上げるに際して県職員の立会及び確認を受けるとともに、補助事業の完了後当該年度の2月末日（当該期日が閉庁日である場合は、翌開庁日）までに様式第1号による申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定及び確定の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に補助率を乗じて得た額（円未満切捨て）と補助上限額のいずれか低い額とする。

3 前条の規定により提出された申請書が到達してから、当該申請に係る第1項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日以内とする。

（補助金の請求）

第8条 補助金は精算払により交付する。

2 前条第1項の規定による補助金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、知事が別に定める日までに様式第2号による請求書を知事に提出しなければならない。

（調査及び照会）

第9条 知事は、補助事業の実施及び補助金の交付に関して必要があると認めるときは、沈船の所有者に対し、調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 沈船の所有者は、前項の規定による調査及び報告徴求に応じなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。